

0950-1002
公立宮崎第5号
令和6年4月3日

各所属長 殿

宮 崎 県 教 育 長
公立学校共済組合宮崎支部長
(公 印 省 略)

令和6年度「臨床心理士相談事業」の実施について（通知）

このことについて、職員等の心身の健康の保持増進を支援するため、宮崎県教育委員会と公立学校共済組合宮崎支部は共同して、臨床心理士相談事業を下記のとおり実施します。

つきましては、貴所属の職員へ事業内容を周知していただくようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 臨床心理士相談室（全職員対象）

相談員（臨床心理士）が県立図書館の相談室で、電話又は面談により相談に対応します。相談日時の詳細については、別途通知します。

対 象 者：宮崎県教育庁及び宮崎県の教育機関（県立学校を含む）に所属する職員（会計年度任用職員等の職員を含む）とその家族
公立学校共済組合宮崎支部組合員とその家族
日 時：原則第2・第4日曜日 10:00～15:00
（相談員の都合により変わる場合もあります。）
場 所：県立図書館2階 相談室
電 話：0985-29-8958
方 法：電話相談、面接相談※、オンライン相談※
※ 面接相談とオンライン相談は事前予約制ですので、希望者は事前に、下記連絡先に御連絡ください（匿名可）。
電 話：0985-26-7242
メール：kyoikucho-hokenshitsu@pref.miyazaki.lg.jp

※ 予約のメールには、①面接相談希望日時、②性別、③対象区分（「組合員」または「組合員の家族」）、④緊急連絡先電話番号を記載してください。日程の空きを確認の上、折り返しメールいたします。

※ Web予約サイトは下記のとおり
<https://sites.google.com/g.miyazaki-c.ed.jp/soudan-yoyaku/>
QRコードからでも予約できます。



(2) 臨床心理士出張相談（全職員対象）

所属からの依頼を受けて、臨床心理士が各所属に出張し、相談の対応やメンタルヘルス等に関する講話を行います。

出張相談を希望する所属は、臨床心理士出張相談実施要領に定める派遣申込書（様式1）を宮崎県財務福利課に御提出ください。

(3) 臨床心理士「復職支援相談」（休職者対象）

精神疾患により休職中である教職員、その家族、所属長等に対し、臨床心理士が職場復帰についての悩みや不安の相談に応じ、復職に向けた支援を行います。

相談実施の手続き等については、別途、実施要領とあわせて通知します。

2 相談内容等

相談者が相談した内容は、相談員の守秘義務において扱われます。

相談の内容は問いません。相談は無料です。

3 相談利用時の服務上の取扱い

(1) 県立学校職員及び県教育庁等職員

県立学校職員及び県教育庁等職員については、相談利用に要する時間は「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第2号により、職務に専念する義務の免除となります。

なお、この相談への出席は、「有給休暇の承認の基準」第2号に該当する特別休暇となりますので、休暇処理簿等による承認手続きで処理してください。

(2) 県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員

県立学校職員及び県教育庁等職員以外の職員については、各学校設置者の定めるところによります。

4 添付資料

- ・ 臨床心理士相談室運営要領
- ・ 臨床心理士出張相談実施要領
- ・ 復職支援相談実施要領

（問合せ及び申込先）

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁財務福利課

福利厚生担当 中村

電話：0985-26-7242

FAX：0985-25-7137